

10月号 ごあいさつ

建設業界の「働き方改革」の推進

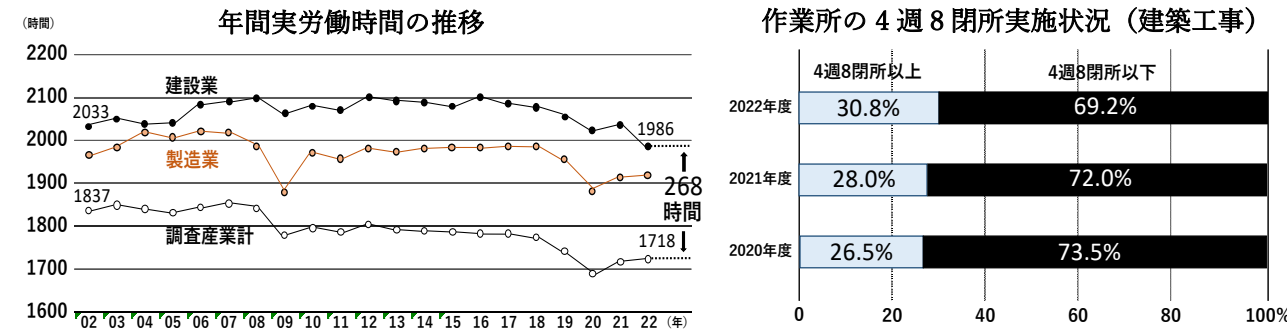
2024年4月より時間外労働の上限規制が適用!!

株式会社 山西 あすなる会顧問
代表取締役社長 西垣 洋一

建設業界にも迫りくる「2024年問題」

国民生活や社会経済を支える建設業界にも物流業界同様、時間外労働の上限規制が適用されます。2019年、働き方改革関連法の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。建設業についてもこの上限規制の適用が5年間猶予されてきましたが、2024年4月以降、原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働が規制されます(右図①参照)。又同時に、休日においても建設業の全ての関係者は週休2日(4週8閉所)の確保が義務付けられます。

現状、建設業の年間実労働時間は、厚生労働省の統計によれば、全産業平均1718時間に対し、1986時間と268時間増(1ヶ月あたり22時間増)の長時間労働となっており、さらに休日においては日建連の会員企業調査によると4週8閉所(年間104閉所)を達成できていない作業所は、官庁工事が主体の土木工事で45.5%、民間工事が主体の建築工事では69.2%にも上っています。この労働環境が常態化している背景には、日本が抱える構造的課題である少子高齢化による慢性的な人材不足が要因の一つです。2022年度の建設業者数はピーク時から20%以上減少、就業者数も約30%減の479万人となっており、建設工事の直接的な作業を行う技能労働者数は、1997年から今や150万人以上(約34%)減少しています。



又、建設業者の高齢化も深刻な課題です。55歳以上の割合が35.3%なのに対し、29歳以下の若手はわずか12.0%と若手や担い手の人材確保も喫緊の課題となります。(右図②参照)。

持続可能な建設業界のために

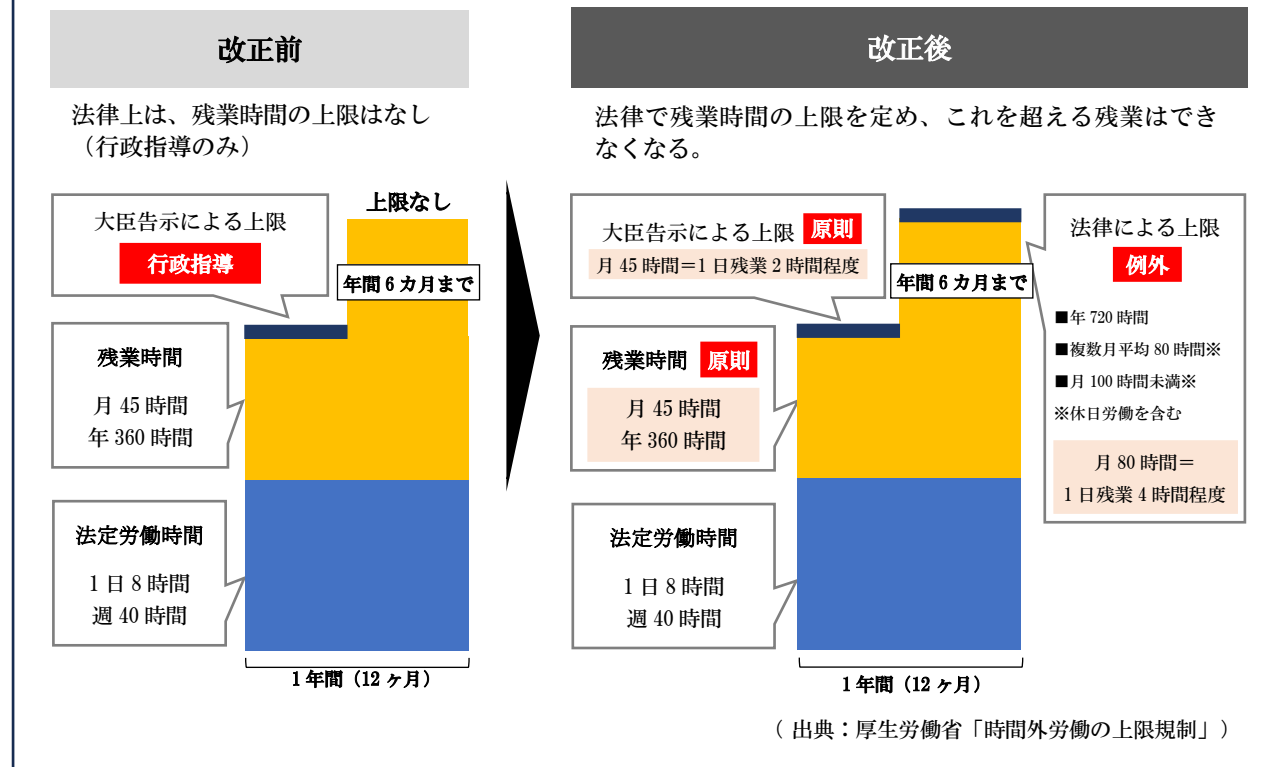
こうした人手不足が深刻化する中、長時間労働の上限規制や割増賃金引き上げなど、働き方改革関連法が適用されることにより多くの影響が予想され、現場の混乱は益々大きくなることは目に見えています。今の内からクリーンで働きやすい労働環境を整え、ホワイトな業界イメージを定着させる取り組みが必要です。まずはDXの推進、ダイバーシティ、給与体系の改善、長時間労働の是正、適切な工期管理等、自社の課題に合った方法を実践することが肝要です。

建設業の「2024年問題」は、建設業界が抱える構造的課題と不可分の関係にあって、その解決・解消に向けての方策は、いくつかを除いて時間を要するものが多くありますが、待ったなしの状況にあることを強く認識し、他人事ではなく自分事として対応することが求められます。

建設業は日本の国土そのものの機能を生み出し、守り、育てていく一翼を担う、なくてはならない産業です。我々木材・住宅業界は、「2024年問題」を入り口に、日本の建設業を持続可能なものにしていくためには何が必要なのかを考え、時代を見据え、魅力溢れる業界へと変化していかなければなりません。

2023年10月吉日

(図①) 建設業にも時間外労働の上限規制が適用



(図②) 国の統計からみる建設業の現状

